



政務活動費 會計帳簿

議員氏名:

酒井 常雄

R5 年度

(単位:円)

年月日	用途区分	使途項目	額取書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
								0		
								0		
								0		
								0		
								0		
								0		
								0		

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広報広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務費
J	人件費

支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)	計上計 (C)
0件		0	0
0件		0	0
1件		473,680	468,943
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
5件		18,459	18,459
3件		136,826	107,389
6件		59,195	38,529
2件		114,919	74,696
17件	400,000	803,079	708,016
			(A)-(C) -308,016



第9号様式(第7条関係)

令和5年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

酒井 常雄

配布物 (名称)	府議会NEWSvol. 21 (VOL. 20の増刷)	規格	B4両面カラー
配付先	城陽市内	作成部数	36500

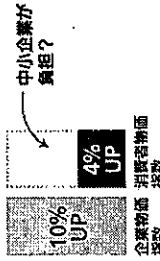
	無	有	充当有の場合					備考	
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号		
所要経費	印刷・ 作成費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	城南印刷所 印刷代	301,700	99%	298,683	/	36500枚 B42つ折加工 @8.26575 (VOL. 20の増刷)
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	封筒代	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	ポス ティン グ費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	城南印刷所 ポスティング費用	171,980	99%	170,260	/	31790枚 @5.40987 4710枚は事務所にて 保管・配布
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0			
同封物		<input checked="" type="checkbox"/>		—	—	—	—		
合計				473,680	—	468,943	—		

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

### 城陽市 中小企業の活性化

城陽市内企業のうち中小零細企業の割合は99%以上  
城陽市の経済の活性化には中小企業の活性化、そこに動く従業員の賃上げがカギになる  
中小企業経営者の73%程度が「賃上げできない」と回答しているとのデータがある

全国調査であるが、消費者物価指数が昨年12月4%上昇している状況で、企業物価指数は約10%上昇との結果、企業間取引で物価がプラス10%、しかし、消費者が購入する際の価格はプラス4%、その差に中小企業の負担が指摘されている。だから賃上げできないのでは。



### 酒井の 施策 提案

### 地方自治体での中小企業の実態調査 (国と連携)

中小企業の賃上げブレーキとして「価格転嫁」がよく指摘されるが、実は製造業、小売業、医療・福祉関係、教育関係などの業種ごと又は地域別に独自の要因がある。



大切な命とまちを守り、次世代につなげる。

### 環境問題

未来への責任者としての対策を創造し実現へ



### 防災・集中豪雨対策

緑状降水予報情報発令 (2022年6月1日から)への備え

具体的な取り組み

- ▶ 家庭向け・共同購入制度
- ▶ 中小企業向け・省エネ設備等の導入と省エネ診断士等の派遣一体化で経営効率化支援
- ▶ 地産地消型の再エネ導入促進、宮城県太陽光発電の導入、駐車場への太陽光発電設置
- ▶ 建築物への再エネ導入 (床面積300m<sup>2</sup>以上の建築物に再エネ義務制度を拡大)へ 中小工務店への研修など支援強化



災害要配慮者、コロナ感染者の確な避難行動への支援

防災部局と福祉部局の連携強化

他府県事例の研究と府の具体的な対策、避難計画の策定

### 酒井つねお 主な役職

- ▶ 魅力ある地域づくりに関する特別委員会 副委員長
- ▶ 府民職域・厚生常任委員会 委員
- ▶ 府民クラブ京都府議会議員団 団長
- ▶ 国民民主党京都府連 幹事長
- ▶ 京都みらい会議 (政策研究会) 代表

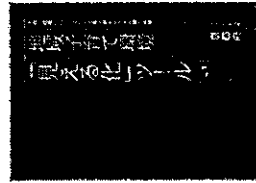


酒井つねお事務所

〒610-0121 京都府城陽市幸田路21-3 3階ビル2F  
TEL.0774-57-1700 FAX.0774-57-1701

### やるべきこと

- ▶ これまで後手後手であった行政の少子化対策への反省と今後への基本戦略の確認
- ▶ 出会い、結婚、出産、子育て、保育、教育、就労に至るまでの総合的な支援に
- ▶ 取り組むための環境整備

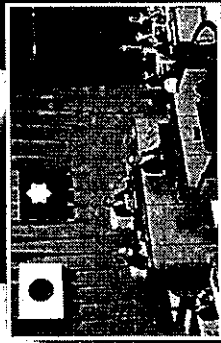


### 課題01 人口減少・少子化

### 人口減少の根本的問題を考え、対策内容を再検討

京都府は地域特性を踏まえた対策が必要

少子化問題は1990年から指摘され続け、あらゆる社会問題に影響する課題です。しかし、その対策は取り組み内容、スピードに課題が多く、約30年を経た現在は少子化が指摘された時期に生まれた赤ちゃんが30歳となっています。人口減少は当然の結果であり、早急な対策が求められます。地域別の取り組みも重要であり、京府は子育て環境の向上により出生率上昇に挑戦するため、子育て環境の地域特性を高める化するツールを作成しました。



学び、提案し、行動し、検証する

### 京都府議会議員 (城陽市選出) 酒井つねお府議会

NEWS Vol.21  
2023.02

### The future of Joyo これからの10年

～改革者・責任者として歩む～

新型コロナウイルスの感染拡大は、感染症対策への課題だけでなく、それまで見えにくかった社会の課題が深刻化していることを浮き彫りにしました。

京都府議会においても対策について議論、提案しており、コロナ禍で「表面化している」広がりつつある「京都府の課題を示し、未来への責任者として対策について行動します。」



**出生率を上げるための具体策**

**合計特殊出生率の向上**

結婚、出産の希望が抑えず社会環境づくり(若年者、未婚者のニーズ把握等から)

**婚活支援**

京新出生数のうち約1割以上が結婚女性の出生  
きょうと婚活応援センターの事業を強化  
AIマッチングシステム、スポーツ観戦の強化と  
移住プロジェクトの開始

**経済的側面を重視した対策**

非正規雇用労働者の正規雇用に向けた  
ワンストップ支援  
企業と連携した奨学金返済支援  
子育て支援医療費助成制度

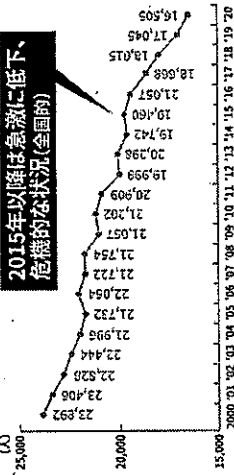
**子育て環境見える化ツールの活用**

モデル地域の取り組みを検証～研修会  
ツールの活用支援に専門家を派遣

**子育て環境の充実と移住政策のリンク**

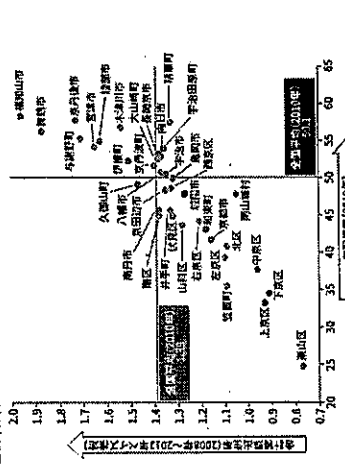
「移住するならば京都」推進事業への  
取り組み強化と市町村支援、関連団体との連携

京都市の出生数の推移



2015年以降は急激に低下、危険な状況(全国的)

京都市の出生数(千人)と合計特殊出生率(%)の推移



合計特殊出生率(2008年～2019年)と2019年の出生数(千人)の推移

**課題 02 ダブルケア・ヤングケアラー**

**専門家、研究者の協力を得て見えにくかった福祉課題の対策へ**

京都府も動き始めました

母子家庭のライフサイクルにおける複数ケア研究会の研究会で京都華頂大学の流石智子教授から現状(ヒアリング調査結果)をお伺いし、その対策を繰り返し、府へ提案させていただきました。

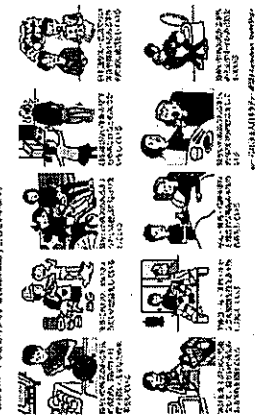
**やるべきこと**

- ひとり親家庭のダブルケア支援 ※育児と介護を両立に困る「ダブルケア」の状況にあるひとり親世帯府は24.3世帯を把握(うち25%が家族の手助けがなく、労働(収入)に影響)
- 2022年度調査で明らかになった厳しい状況を踏まえ支援策を強化
- 子どもの預かりなど家庭支援員の派遣や相談窓口を専門員を配置
- ヤングケアラー支援 ※本県、大人が思うと想定されている家事や親の世帯などを子どもが日常的に行う府は総合支援センターを開府は総合支援センターを開設
- 学校等の関係機関との連携を強化(相談体制など)、要領をめぐりに連携支援マニュアルを作成

**ダブルケア サポート事業**

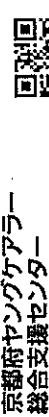
京都府ではダブルケアアラサーが、ダブルケア経験者と悩みを共有したり、情報収集をしたりすることで、負担感を軽減し、育児及び介護に前向きに取り組めるよう支援するための事業を実施しています。

**ヤングケアラーはこんな子どもたちです**



**京都府ヤングケアラー総合支援センター**

TEL 075-662-2840  
月曜日から土曜日、午前10時から午後5時まで



**県民03**

**コロナダメージを受けた京都経済・消費の活性化**

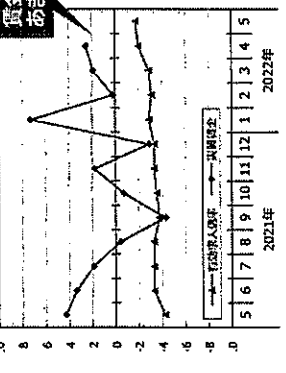
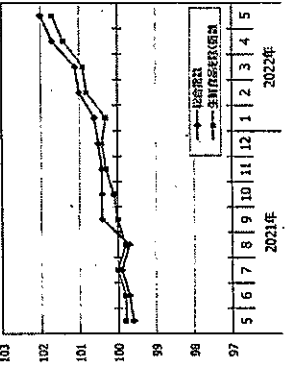
地域特性を知る・今とこれからの見据える

府内経済は個人消費を中心に緩やかに持ち直しているものの、コロナ禍、国際情勢の混乱に伴う物価高騰など予断を許さない状況です。

**やるべきこと**

- 府内企業の88%を占める小規模企業等のコスト削減を支援
- 伝統産業の販路開拓を支援
- テレワーク環境とともに創業から複業への環境の整備を進める

**京都府内の物価統計**



京都府内の物価統計

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄	整理番号	/
費目	調査研究費・研修費・ <u>販売広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	活動報告印刷代' ホステス費用		
支払金額	473680円	按分率	99% 計上額 468943円
按分率の考え方	政務活動に係る掲載割合による按分		
備考	vol20の増刷		
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			

領収証

No. \_\_\_\_\_

2023年4月25日

酒井常雄様

金額	¥	4	7	3	6	8	0	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し 印刷費・ホステス費用  
 36,500枚 @ 8,26575, 31,990枚 @ 5,40987  
 上記の金額正に領収いたしました



JO.NAN 城南印刷所

DESIGN X PRINTING  
 〒610-0101 京都府城陽市平川横道8-19  
 TEL.0774-52-2120 FAX.0774-52-2172



政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄	整理番号	2.4.5	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
支払内容	新聞購読料			
支払金額	9221円	按分率	100%	計上額 9221円
按分率の考え方				
備考				

(領収書は、重ならないように貼付してください。) 2

**領収証**

5年 4月分  
01-002 (No. 21)  
照会No. ( 548.)

**酒井常雄事務所 様**  
寺田袋尻 21-3  
堀井ビル 2F 4月26日

品名	部数	金額
*洛タイ新報	1	1,250
<b>合計金額</b>		
<b>1,250円</b>		
(8%対象 1,250 10%対象	0	*軽減税品目



**京都新聞寺田販売所** 〒610-0121  
京都府城陽市寺田樋尻12-76  
TEL:0774(52)2364 FAX:0774(54)3065



区域003 金戸0017 お問合せNo12474

お名前 **酒井つねお事務所 様**

寺田袋尻21-3  
堀井ビル2F  
5年 4月分

銘柄	部数	金額	左記の通り領収しました
1 読売朝刊 消費税込	1	4,150	0
2			
3			
合計		<b>4,150円</b>	領収日 5年 4月 27日

読売センター城陽  
寺田東ノ口17-133

TEL 0774-52-4359



9 05-04-27 口座振替 3,821 DF.55外.7月30

5  
聖教新聞



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄		整理番号	9	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	月刊自治研、送金料金				
支払金額	9238円	按分率	100%	計上額	9238円
按分率の考え方					
備考					

**ご利用明細票**

お取扱日 05-05-08  
店番 [REDACTED]  
取扱店 [REDACTED]  
振替口座 00120-8 409643  
振替金額 \*8,976  
料金額 \*262

振替受付票  
払込みの証拠となるものを大切に保存し、下さい。消費税込金額は、消された印紙等に合算して、戻金としてお返しします。

010112018  
409643  
株式会社自治労サービス  
酒井常雄  
〒102-0085 東京都千代田区六番町1  
Tel 03-3263-2023 Fax 03-5213-5485

入金額 \*10,000  
おつり \*762

楽天カードで楽天ポイントも貯まる！  
デザイン！

納税告知  
印紙税申告  
何につき  
期町  
務所  
承認  
済

610-0121  
京都府城陽市寺田袋尻21-3  
堀井ビル2F

2023/4/13

酒井 常雄 様

お客様番号: [REDACTED]

株式会社自治労サービス  
自治労出版センター

[登録番号 [REDACTED]]

〒102-0085 東京都千代田区六番町1

Tel 03-3263-2023 Fax 03-5213-5485



月刊「自治研」請求書

この度は、月刊「自治研」をご注文いただき、ありがとうございます。  
下記の通りご請求申し上げます。2023年5月31日までに お支払い下さいますよう、お願いします。  
ご送金の際は、上記「お客様番号」をご依頼人名前欄にご記入下さい。  
なお、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

ご送金依頼額 ¥8,976 (本体 8,160 円・消費税10% 816 円)

請求明細

購読号	単価	部数	消費税	金額(税込)
2023年4月	680	1	68	748
2023年5月	680	1	68	748
2023年6月	680	1	68	748
2023年7月	680	1	68	748
2023年8月	680	1	68	748
2023年9月	680	1	68	748
2023年10月	680	1	68	748
2023年11月	680	1	68	748
2023年12月	680	1	68	748
2024年1月	680	1	68	748
2024年2月	680	1	68	748
2024年3月	680	1	68	748
合計	8,160	消費税10%	816	請求額計 8,976

お振込先① 中央労働金庫 市谷支店 普通 0696223 口座名: 株自治労サービス  
お振込先② 郵便振替 00120-8-409643 口座名: 株自治労サービス

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地		住所：城陽市寺田袋尻21-3 堀井ビル2F 電話：0774-57-1700		延べ床面積	77 m <sup>2</sup>
③ 他用途との兼用		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
④ 建物の所有区分		<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件 (賃貸借契約先 (有)サム・エンタープライズ所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係： <input type="checkbox"/> 関連会社等 (所在地： <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
⑤ 敷地の所有者		<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (議員との関係： <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係： <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合 (政務活動に要した使用領域 (面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m <sup>2</sup> (X) 内、政務活動使用面積 m <sup>2</sup> (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間 140時間 (X) 内、政務活動使用時間 126時間 (Y) $(Y) / (X) = 126 / 140$ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合			按分率 9 / 10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合 (政務活動の業務に従事した時間、日数) <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 100時間 (X) 内、政務活動業務時間 90時間 (Y) $(Y) / (X) = 90 / 100$ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 職員の活動実態が明らかでない場合			按分率 9 / 10
⑦ 事務所賃借料の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率 選挙期間除く)			
⑧ 駐車場代の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率 選挙期間除く)			
⑨ 光熱水費等の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率 選挙期間除く)			



# 建物賃貸借更新契約書

(一般事業用)

契約締結日 令和 5年 4月 30日

契約始期 令和 5年 5月 1日

契約終期 令和 8年 4月 30日

貸主 (有) サム・エンタープライズ

借主 酒 井 常 雄

# 建物賃貸借更新契約書 (一般事業用)

## (1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	堀井貸事務所		部屋番号または家屋番号	2階 家屋番号：21番3		
	所在地	所在表示	城陽市寺田袋尻 21 番地 3 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>				
		登記表示	<input checked="" type="checkbox"/> 所在表示に同じ <input type="checkbox"/> 住宅表示と異なる ( )				
	種類	事務所					
	構造	鉄骨造陸屋根5階建					
	床面積	専有面積 約 77 m <sup>2</sup>	バルコニー 専用庭	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	新築時期	昭和 49 年 5 月	
賃貸借部分等	引渡状況	<input type="checkbox"/> 内装済 <input checked="" type="checkbox"/> 内装、設備等は現状のまま					
	設備等	便所	専用 (水洗・非水洗) ・共用 (水洗・非水洗)				
		浴室	<input checked="" type="checkbox"/> 有	電気	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (メ-ター： <input checked="" type="checkbox"/> ・子・割当・) (割当 円/月)		
		シャワー	<input checked="" type="checkbox"/> 有	ガス	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (都府カス・プロパンガス) (メ-ター：専・子・割当・) (割当 円/月)		
給湯設備		無・ <input checked="" type="checkbox"/>	上水道	水道本管より直結・受水槽・井戸水 (メ-ター：専・子・割当・) (割当 円/月)			
ガスコンロ	無・ <input checked="" type="checkbox"/>	下水道	無・有 (公共下水道・浄化槽)				
冷暖房設備	無・ <input checked="" type="checkbox"/>		※割当の場合、合計額を後記(3)③に記載。				
天井	無・ <input checked="" type="checkbox"/>						
内壁	無・ <input checked="" type="checkbox"/>						
床	無・ <input checked="" type="checkbox"/>						
附属施設	駐車場	含む・含 <del>ま</del> ない ( 円/月)					
	自転車置場	含む・含 <del>ま</del> ない ( 円/月)					
	物・置	含む・含 <del>ま</del> ない ( 円/月)					
	専用庭	含む・含 <del>ま</del> ない ( 円/月)					
		含む・含まない ( 円/月)					
		含む・含まない ( 円/月)					
※含まない場合、使用する使用料合計額を後記(3)④に記載。							

## (2) 契約期間

始期	令和 5 年 5 月 1 日から	3 年 間
終期	令和 8 年 4 月 30 日まで	

(3) 賃料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法		
賃料 (消費税含)	① 90,000 円	翌月分を 毎月末日まで	振込 又は 持参	振込先金融機関名： ████████████████████	
■ 水道費 □ ガス費 ■ ゴミ費	② 6,000 円 (消費税含)			預金：████████	
事務所備品使用料 (消費税含)	備品合計③ 3,000 円			口座番号：████████	
	施設合計④ 円			口座名義人：████████	
①+②+③+④ (消費税含) ¥99,000 円		更新料 (消費税含)	賃料(新・旧)のヶ月分 または ¥20,000 円		
敷金	0 円	礼金	¥80,000 円	保証金	¥300,000 円
その他	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険)(実費 円)、 ゴミ廃棄代(有・無)/			保証金返還率	5年未満 50% 5年以上 70% 年未満 % 年未満 % 年以上 %
備考					

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所 〒610-0121 城陽市寺田袋尻 21 番地 3 堀井ビル 4 F 氏名 (有) サム・エンタープライズ 電話 0774 ( )
管理人 (社名・代表者)	住所 〒610-0121 城陽市寺田袋尻 21 番地 3 堀井ビル 4 F 氏名 (有) サム・エンタープライズ 電話 0774 ( )

※ 貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話 ( ) 貸主との関係
--------	--------------------------------

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所 〒 氏名 酒井常雄 電話 ( )
使用目的	事務所 業種 政治団体
緊急時の 連絡先	住所 〒 氏名 電話 ( ) 借主との関係

# 建物賃貸借契約約款（一般事業用）

## （契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## （契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

- 2 甲及び乙は、契約期間が満了する 1ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 更新料は、頭書（3）に記載するとおりとする。

## （使用目的）

第3条 乙は、頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

- 2 乙は、如何なる場合を問わず、本物件を住居として使用してはならない。

## （賃料）

第4条 乙は、頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、当該月の日割計算した額とする。
- 3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
  - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

## （賃料以外の費用）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

- 2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならない。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費または管理費は、当該月の日割計算した額とする。
- 4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。
- 5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。
- 6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

(敷金または保証金)

- 第6条 乙は甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書(3)に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。
  - 3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、 1 ヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書(3)に記載する返還率により返還するものとする。
  - 4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。
  - 5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
  - 6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。

(禁止または制限される行為)

- 第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
  - 3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあつては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。
  - 4 乙は、乙または乙の依頼した施工業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。
  - 5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
  - 6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。
  - 7 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。



(使用上の注意義務及び管理責任)

第8条 乙は、本物件を使用するに当たり、関係法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって管理を行う義務を負うものとし、危険若しくは近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。また、乙の責に帰すべき事由により、本物件に損害を与えたときは、乙は、遅滞なく自己の費用において復旧修理し、または、損害賠償の責に任じるものとする。

(修繕)

第9条 甲は、別表第4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な本物件の躯体部分(柱・壁・床・天井・屋根)の修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失及び不適切な使用により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払い義務(2ヶ月分以上滞納)
- 二 第5条第2項及び第6項に規定する賃料以外の費用支払い義務(2ヶ月分以上滞納)
- 三 前条第1項後段に規定する費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
- 二 第7条に規定する義務
- 三 その他本契約書に規定する乙の義務

(中途解約の申入)

第11条 乙は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、甲に対して1ヶ月前に書面による申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

- 3 甲は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、6ヶ月前に乙に対して書面により申入れなければならない。

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。

- 一 乙または乙の所属する団体の代表者、若しくは実質的に経営権を有するものが暴力団対策法にいう暴力団、過激な政治・社会活動団体等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- 二 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団等の威力を背景にするなどの反社会的な態度、言動によって他の入居者、近隣住民に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(明渡し)

第13条 乙は、本契約が終了する日までに（第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明渡さなければならない。この場合において、乙は、本物件を原状回復しなければならない。

- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、明渡しに際して、明渡し料、立退き料、移転料、修理費、改装費及び改造費等その他名目の如何を問わず、甲に対して一切の金銭を請求してはならない。
- 4 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について、事前に協議するものとする。
- 5 乙は、本契約終了日までに本物件を明渡さない場合は、本契約終了日の翌日を起算日として、明渡し完了日までの賃料相当額の倍額を損害金とし、更に、発生した上下水道使用料及び光熱費等の諸費用を付加して甲に支払うものとする。
- 6 甲は、乙が本物件内に残した造作、備品その他の物品等は、乙がその所有権を放棄したものと見て、乙の費用で処分することができる。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他、管理上特に必要があるときは、事前に乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 第10条及び第11条による本契約終了手続後において、本物件を賃借しようとする者、または、本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、事前に乙の承諾を得て本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、事前に乙の承諾を得ることなく本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

5 前項において、危険の恐れがあり、または、関係官庁に指導・指摘された場合は、乙は直ちに対処し改善しなければならない。

(責任がない場合)

第 15 条 甲は、火災、盗難、その他第三者の責に帰すべき事由によって生じた損害、乙の過失によって生じた損害、または、不可抗力による損害については一切の責任を負わない。

(契約の消滅)

第 16 条 天災地変、その他甲及び乙のいずれの責めにも帰すことができない事由によって、本物件が使用不可能あるいは滅失したときは、本契約は直ちに終了する。

2 前項の場合の敷金または保証金の返還については、第 6 条によるものとする。

(連帯保証人)

第 17 条 連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき、乙と連帯して履行の責めを負う。

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等その資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を立てなければならない。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約に関する紛争については、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 19 条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、民法その他の関係法令及び不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

特約条項

一、本物件は現状のまま使用のこと。

一、東側道路（都市計画拡幅道路決定 16m 昭和 56 年 3 月 24 日）

3・4・1 国道 24 号線（城陽・宇治線）が行政より拡幅実施指導されたとき、借主は異議なく三ヶ月以内に本物件を明け渡さなくてはならない。

一、冷暖房機器 2 台、故障の場合は借主において修理、取替えのこと。

一、本契約締結にあたり事務所備品使用明細写真は別紙の通り。

一、ボイラー室の一部、倉庫としての使用はかまいませんが盗難・火災等の場合、貸主は責任を負いません。また、貸主の都合により使用できなくなった時は異議なく倉庫内の動産等を 10 日以内に搬出し返還しなくてはならない。

一、事務所賃貸備品については、退出時に、物件状況を考慮し、処分等については、相談のうえ決定する。以上。

別表第1（第7条第5項関係）

- 一 使用目的以外に使用すること。
- 二 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
- 三 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
- 四 排水管を腐食、または詰まらせる恐れのあるものを流すこと。
- 五 近隣に迷惑をかける音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- 六 暴力団対策法にいう暴力団の事務所として使用すること。
- 七 暴力団対策法にいう暴力団の構成員等を出入りさせること。
- 八 その他公序良俗に反する行為。

別表第2（第7条第6項関係）

- 一 増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置。
- 二 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- 三 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- 四 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物は除く。
- 五 連帯保証人の変更。
- 六 入口（玄関）の鍵の取り替え。

別表第3（第7条第7項関係）

- 一 1ヶ月以上継続して本物件を留守にすること。
- 二 営業時間及び休業日の設置及び変更すること。
- 三 商号・代表者・責任者を変更するとき。
- 四 連帯保証人の住所、氏名に変更があるとき。

別表第4（第9条関係）

- 一 鍵・ガラス戸・網戸・金具・吊金具の修理、取り替え。
- 二 コンセント・ソケット・コード・ヒューズ、電球類等の修理、取り替え。
- 三 呼鈴・インターホン等の修理。
- 四 流し台・洗面所・トイレの排水の詰まり及びそれらの付属品の修理、取り替え。
- 五 水道・排水関係の器具、付属品の修理、取り替え。
- 六 （乙が設置した場合の）エアコン・換気扇・湯沸かし器・給湯器・浴槽の修理。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について以上のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 月 日

貸主（甲）住所 京都府城陽市寺田袋尻21番地3 掘井ビル4F  
氏名 有限会社 サム・エンタープライズ  
代表取締役 辻中志緒美

借主（乙）住所 京都府城陽市寺田市、久保 2-165  
氏名 酒井 常雄 電話 ( )

連帯保証人 住所  
氏名  
[借主との関係] 電話 ( ) 印

連帯保証人 住所  
氏名  
[借主との関係] 電話 ( ) 印

媒介業者

平成 23 年 4 月 27 日

ガレージ使用契約書

第二条の規定(28)

令和 6 年 4 月 30 日まで

有効

酒井 常雄

借主 酒井 常雄 様

貸主 (有) サム・エンタープライズ 様





第8条 甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは即時本契約を解除することができる。

本契約  
する。

第9条 乙は、本契約車両以外の車を駐車することはできない。乙が、第1条記載の車両を変更しようとするときは甲の承認を受けなければならない。

第10条 甲は、駐車場内にて発生した事故（人損、物損その他）及び積載されている物件の天災、火災、盗難、損傷および滅失等その他一切の損害について甲の故意または重大な過失によらない限りその責を負わない。

第11条 乙または乙の関係者（使用人、運転手、同乗者等）の故意または過失により本駐車場または、その付帯設備並びに他の車両等に損害を与えたとき乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第12条 乙は、本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第13条 乙は、本契約の期間が満了、解約その他本契約が終了したときは直ちにその車両を他へ搬出しなければならない。本契約終了後、乙がなおその車両その他の物件を残置するとき甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何等意義なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については乙の負担とする。

第14条 将来、公租公課の増額、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を改定することができる。

第15条 本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約事項)

## ご挨拶

拝啓 春暖の候 皆様方におかれましてはますます

ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび日南住宅は、堀井寛事務所の全ての管理業務を平成三十年四月二十日をもちまして、とりおこなわないことといたしました。

長年にわたりお引き立ていただきました事、心から感謝とお礼申し上げます。

末筆ながら皆様方の「発展」健康をお祈り申し上げます。

敬具

平成三〇年四月十六日

京都府城陽市枇杷庄大塚二二八番

日南住宅

鳴津利明

平成30年4月吉日

ご契約者 各位

京都府城陽市寺田袋尻21番地3  
有限会社 サム・エンター  
代表取締役 辻中 志緒  
TEL・FAX 0774-5  
携帯 090-9095-7022

管理会社変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、上記の件ですが、現在ご契約頂いております、堀井貸事務所（建物・駐車場他）の管理会社の管理業務終了に伴い今後は自社管理させて頂く事となりました。

つきましては、管理業務に関するご連絡（解約・更新・その他）につきましては、弊社にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

また、毎月の賃料のお支払方法が平成30年5月分（4月末日支払分）より変更となりますので、お手数と存じますが下記ご確認のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

敬具

記

（賃料振込口座）

（銀行名）

（支店名）

（預金種別）

（口座番号）

（口座名義人）

毎月末日までに翌月分をお振込みください。

以上宜しくお願い致します。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄		整理番号	8	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)事務費・人件費				
支払内容	事務所・自車場賃借料				
支払金額	111000円	按分率	90%	計上額	99900円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考	5月分 (手渡し)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領収証

酒井事務所様 No.

★ 111000

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 5月分  
5年5月/日 上記正に領収いたしました

京都府城陽市寺田袋原21番地3 瓶井ビル4F  
有限会社サム・エンタープライズ  
代表取締役 辻中志緒美



コクヨ ウケ-99

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄	整理番号	13, 14
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	光熱費		
支払金額	25826円	按分率	29% 計上額 7489円
按分率の考え方	選挙活動があったためその期間を除く		
備考			

**電気料金振込受領証(兼請求書)**

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 酒井 常雄 様 5年 4月分

お振込番号 1833 請求金額 9,176 円

ご利用期間 3月18日~ 4月19日 電気料金内訳(円) 834 円

契約 51 ご使用量(kWh) 165 電気料金内訳(円) - ご使用場所 城陽市寺田袋尻21-3 堀井ビル2F

燃料費調整額 -785.40円  
再エネ促進賦課金 569円

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 5月22日 金融機関取扱い日 5月22日

本票は、6月4日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載の告知を必ずご確認ください。

京都料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え)

被請求人 関西電力

(裏面もご確認ください)

15)

低圧電力

$$9176 \times \frac{11}{33} \times 0.9 = 2752$$

$$0.299$$

**電気料金振込受領証(兼請求書)**

お振込人 酒井 常雄 様

お振込金額 16,650 円

ご請求金額 1,513 円

ご利用期間 3月18日~ 4月19日

電気料金内訳(円) 330 円

ご使用量 kWh 518

振替実行手数料 330 円

お支払金額 +1383.06円

再エネ促進賦課金 1,787 円

ご使用場所: 城陽市 寺田袋尻 21-3 堀井ビル2F

口座振替・クレジット支払いの手続きが完了していないため、振込用紙を送付させていただきます。

お支払期限日 5月22日 金融機関取扱い日 5月22日

本票は、5月31日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載の告知を必ずご確認ください。

京都料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え)

この用紙でのお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行含む)・コンビニエンスストアでのみお支払い可能です。

被請求人 関西電力

14

収入印紙不要

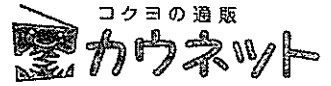
16650 x 11/33 x 0.9 = 4997

0.499



# カウネットご請求書

2023年 03月度



610-0121  
 京都府城陽市  
 寺田袋尻21-3  
 堀井ビル2階  
 酒井つねお事務所 御中

担当販売店  
 株式会社日興商会カウネット事業部  
 660-0892  
 兵庫県尼崎市  
 東難波町5-10-30



0001/0002-0033305-1520033305#  
 0013319

カウネット担当: カスタマーサポート課  
 TEL 06-6487-1470 FAX 06-6487-1419  
 00002773 (00038673)

TEL 0774-57-1700 FAX 0774-57-1701  
 この度はお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。  
 下記の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求金額 **¥ 2,721**

( 10%対象金額: ¥ 0) 発行日 2023/04/01  
 ( 8%対象金額: ¥ 2,721) 対象期間 2023/03/01~2023/03/31  
 請求書番号 59817933

月	発行番号	発注者氏名	数量	税込単価	税込金額	伝票番号	税率
03/07	9055877031	ご発注者				2279052255	
	5024-7967	福寿園 伊右衛門抹茶入煎茶TB 2.0パック入×1.2	1	2,721	2,721		8.0
		*小計*			2,721		
		**合計**			2,721	(税抜金額: 2,520, 消費税額等: 201)	
		** 1.0%対象合計**			0	(税抜金額: 0, 消費税額等: 0)	
		** 8%対象合計**			2,721	(税抜金額: 2,520, 消費税額等: 201)	

※備考欄にエコロジー対応商品、軽減税率対象商品の分類を表示しております。  
 ◎・エコマーク商品 ◎・エコ商品ネット掲載商品 国・グリーン購入法適合商品 ※財務省令第92号(消費税法施行規則の一部を改正する省令)附則2条3項を適用した消費税額は、税率10%: 0円、税率8%: 201円となります。  
 まとエコ・まとめてエコ配送商品 ○・軽減税率対象商品

お支払方法	ゆうちょ銀行振替/コンビニ支払	お支払日	2023/04/25
*****	***** 払込票が同封されています。 ご確認下さい。	*****	

「お支払は同封の専用払込票をご利用ください。」

前月累計ご獲得ポイント数	
当月ご獲得ポイント数	
当月ご使用ポイント数	
当月累計ご獲得ポイント数	

※ 146Ptは2023年12月最終営業日まで有効

◆郵便局(ゆうちょ銀行)支払に関する重要なお知らせ◆  
 ゆうちょ銀行の料金改定が2022年1月17日より実施され、それにより、郵便局(ゆうちょ銀行)で現金を利用してお支払いされる場合は、現金取扱手数料(110円/件)が別途かかります。  
 (但し、ゆうちょの総合口座通帳またはキャッシュカードでお支払いされる場合は、手数料はかかりません。)  
 ※2022年1月17日より適用されています。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

※「ウェルネット株式会社」は請求書発行業務及び代金収納業務を代行しております。

お知らせ欄  
 【Webもお得情報満載】毎週金曜のWeb限定ポイント2倍デー開催中!  
 【ポイントプレゼント】7名までご紹介がさいし、ご紹介が毎週お礼される上、お礼が1名につき100ポイントプレゼント!

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄	整理番号	7
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費		
支払内容	通信費(事務所電話)		
支払金額	8938円	按分率	50%
		計上額	4469円
按分率の考え方	選挙活動が1ヶ月(1ヶ月)他の月とは別に積算		
備考	3/19~3/31 入帳なし		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
酒井 常雄 様

お客様番号  
[REDACTED]

2023年 4月ご請求分  
金額(円)  
¥8,938-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
[REDACTED]  
23.4.29

収 入 印 紙 貼 付 欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

$$8938 \times \frac{18}{31} \times 0.9 = 4665$$


---

0.52



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT東西日本ご利用分	8,927	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 3月 1日～ 3月31日	合算
		-1,290	光はじめ割 2023年12月～2024年02月以 外の解約は解約金がかかります	合算
		1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1 3月 1日～ 3月31日 電話番号 は0774-57-1700	合算
		480	ひかり電話A (エース) 定額料2 3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合算
		100	ひかり電話対応機器使用料 3月 1日～ 3月31日	合算
		200	複数デジタル使用料 3月 1日～ 3月31日	合算
		100	追加番号使用料 3月 1日～ 3月31日	合算
		1,840	ひかり電話 (通話料) 3月 1日～ 3月31日	合算
		-560	ひかり電話A (エース) 定額料分通話 3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合算
		672	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 3月 1日～ 3月31日	合算
		4	ユニバーサルサービス料他 3月 1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。	合算
		100	発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合算
		50	収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合算
		811	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	11	10	ナビダイヤル/テレドーム等への通話料 3月 1日～ 3月31日 0570	合算

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211002-05586 05579 00 J

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		1	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT東西日本分 (小計)	8,938	8,938	／0180等で始まる番号への通話料で す。	
◇合計	8,938	8,938		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄	整理番号	10	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>事務費</u> ・人件費			
支払内容	タブレット・スマホ使用料			
支払金額	8635円	按分率	50%	計上額 4317円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり			
備考				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

タブレット 2004円

スマホ 6631円

---

8635円

8 05-05-10 B W \*42,210 ミツバエタモカート (方)

ご利用代金明細書

2023年4月25日発行 001MT6C001024

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。  
 適日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を  
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通じてお支払いいただきますので、  
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。  
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

酒井 常雄 様

18152-4083-4771-67250 6084231#



三井住友カード株式会社  
 大阪市中央区今橋4丁目 5-15  
 登録番号 近畿財務局長第00209号



ご照会はこちら

三井住友カード会員向けインターネットサービス  
 「Vpass (ブイパス)」 <http://vpass.jp>



明細書枚数 | 枚中 | 枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)	
カードの種類	VISA
総利用枠	100万円
カード利用枠	100万円
内リボ払い	100万円
内分割・2回・ボーナス	100万円
キャッシング利用枠	30万円
内JPカードローン	30万円
内海外キャッシュサービス	30万円

お支払口座へのご入金はお早めをお願いいたします。

お支払期日	2023年5月10日(水)	金融機関	
お支払金額	42,210 円	支店	
		科目	
		口座番号	*****

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示しておりません。

カード名称	JP VISAカード
お問合せ番号	
加入・切替日	1993年6月22日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、  
 お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のごことにご協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。  
 また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
- ◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	返済回数	返済日	返済額	残高
23.4.14	ドコモご利用料金	17850	1	1	17850	4月分
※リボ払いお支払い額(弁済金)※ 本明細書作成までの返済情報を反映した金額となります。 ※JPカードローン返済金※ 本明細書作成までの返済情報を反映した金額となります。						残高などはお支払予定明細欄をご覧ください

備考の◎印はポイントの対照利用となります。

42210

ご利用明細のご利用  
 <ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。  
 <支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

返済済みの返済明細 2023年3月16日～2023年4月15日 判明分 ご返済明細 (すでにご返済頂いた内容に関する明細となります)

返済日	お取引内容	返済額	残高
合 計			

インターネットサービス[Vpass(ブイパス)]

ご利用明細の照会やカードに関するお手続きがいつでもどこでも無料でできるインターネットサービスです。

(主なサービス)

- お支払い金額・ご利用明細・ご利用可能額の照会
- 「カードご利用代金WEB明細書サービス」のお申し込み
- リボ払い・分割払い・キャッシングのお申し込み

<http://vpass.jp/>

Vpassアプリ

インターネットサービス[Vpass]をより簡単・便利にご利用いただける無料のスマートフォンアプリです。

- オートログイン機能で簡単ログイン。4桁のパスワードなども設定できます。
- 目的のメニューへスムーズにアクセスできます。
- アプリ背景色は全部で5色。お好きな色を選べます。

<http://vpass.jp/vapp/>

ご利用のお願い



客様電話番号等 LLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
-------------------------	------------	------------------------	--------------

請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

R項目 BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
			○継続利用期間は、3月末で 8年8か月となりました。	
			○ポイントのお知らせ 3月ご利用分に対する獲得ポイントは、10です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、822円です) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			ご利用期間 (3/1~3/31)	
基本使用料等 (計)	3,150	4,150	5Gギガライト ステップ3: 3GB~5GB	合算
		(4,850)	(内訳) 5Gギガライト	
		(-1,000)	(内訳) みんなドコモ割 3回線以上	
		(300)	(内訳) 5Gギガライト利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用アータ量は 3.6G	合算
		-1,000	ドコモ光セット割	合算
通話料・通信料 (計)	1,787	87	5G SMS通信料 3月ご利用分	合算
		1,700	かけ放題オプション定額料	合算
その他利用料金等 (計)	1,572	100	my daily/イオンシール利用料	合算
		380	スマートフォン決済利用料	合算
		400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合算
		380	いちおしパック割引料	合算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合算
		750	smartあんしん補償 (750円コース)	合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
		-380	smartあんしんパック割引	合算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合算
		100	請求書発行手数料	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 4月請求分 1番号あたり2円のご請求となります	合算
消費税等相当額 (計)	650	650	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
計	7,159	7,159	合計	
		663円	<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で 27年10か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 3月ご利用分に対する獲得ポイントは、60です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、6,509円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2023年3月31日現在)	
			[REDACTED]	
基本使用料等 (計)	6,500	5,000	ご利用期間 (3/1~3/31) 戸建・単独タイプ/西	合算
		1,500	ドコモ光電話がリユー基本使用料 480円の通話料を含みます。 光電話番号 [REDACTED]	合算
通話料・通信料 (計)	544	544	国内通話料 2月ご利用分	合算
		0	繰越適用額 1月ご利用分からの繰越額は480円	合算



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄	整理番号	11
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費		
支払内容	コピーチャージ 送金料		
支払金額	38574	按分率	70% 計上額 27001
按分率の考え方	選挙活動があったため、その期間を除く		
備考	3/19 ~ 4/6 除く		

**ご利用明細票**

お取扱日 05-05-16  
 取扱店 00940-6 104887  
 振替受付票 \*110  
 振替口座 \*38,464

払込金額 40,000  
 手数料 \*1,426

入金額 40,000  
 おつり \*1,426

振替受付票  
 払込みの証拠となるものは、大切に保存し、大切に保管してください。消費税込金額が含まれています。

株式会社 オフィスカナザワ  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 TEL 03-5563-1778

デザインイン  
 楽天カード  
 新加入会で楽天ポイント

納印紙税申告書  
 付につき趣旨  
 税務署承認済

No 016325

納品書

酒井常雄事務所様

令和 年 月 日

下記のとおり納品致します

事務機器・事務用品・精印刷  
 和洋紙・印刷器具  
**有限会社 オフィスカナザワ**  
 京都市上京区砂心通天神道西入2丁目570番地01  
 TEL (075) 563-1778  
 FAX (075) 463-1778

品名	数量	単価	金額	摘要
東芝コピーチャージ期間(1ヶ月) 2台分 ANAC				
ブラックアクリル	2,271枚	1.60	36,336	
カラーアクリル	291枚	1.90	552.90	
消費税			2,496	
登録番号 T5-1300-0201-8163				
持参	店渡	発送	係	記帳
合計金額				38,464

毎々格別のお引立て心から感謝申し上げます。



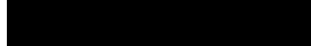






$$38464 \times \frac{72}{91} = 0.9 = 27309.64$$

$$0.71$$

19-17



## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	 Tel. 	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで	
就 業 場 所	酒井常雄事務所 城陽市寺田袋尻21-3 堀井ビル2階	
仕 事 内 容	政務活動補助 書類作成 電話対応等	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 10時00分から 午後 4時00分まで ( 1h )	
休 日	土・日・祝・年末年始・夏季休暇を基本とする	
給 与 (賃 金)	時給 970円	
給 与 支 払	振込	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">2023年 3月 31日</p> <p style="text-align: center;">雇用者      酒井 常雄      </p> <p style="text-align: center;">被雇用者            </p>		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄	整理番号	12	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費(人件費)			
支払内容	給与・振込手数料			
支払金額	114,919	按分率	65%	計上額 74,696
按分率の考え方	選挙活動があったため他の月と別積算			
備考				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

現金自動預金支払機

ご利用明細書

●本日は をご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店等	ご利用内容
050517	18:11		お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番	科目・口座番
振込通番	振込手数料	金額	
000048	¥275	¥114,644	
マイサービスコード(銀行利用時)	残	高	**

お振込先

ご依頼人  
サカイ ツネオ 様

\_\_\_\_\_ (お知らせ欄)

ご案内

お つ り

\*\*

05-05-17 B A サカイ ツネオ

\*114,644

$$114644 \times \frac{15}{20} \times 0.9 = 77384.7$$

$$\frac{77384.7}{0.675}$$



政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023年(西暦) 4月分		氏名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族(口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
4	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
5	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
6	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
7	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
8	土							
9	日							
10	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
11	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
12	水	10:00	16:30	1:00	5:30			
13	木	10:00	18:30	1:00	7:30			
14	金	10:00	18:30	1:00	7:30			
15	土							
16	日							
17	月	10:00	17:30	1:00	6:30			
18	火	10:00	17:30	1:00	6:30			
19	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
20	木	10:00	16:00	1:00	5:00			
21	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
22	土							
23	日							
24	月	10:00	16:00	1:00	5:00			
25	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
26	水	10:00	16:30	1:00	5:30			
27	木	10:00	16:30	1:00	5:30			
28	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
29	土							
30	日							
計		20日間勤務(D)		(A)	120:30	計		(A') 0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	酒井 常雄			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[ 120.50 時間] × [単価		970	円]	=	116,885 円 (B)	
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[ 0.0 時間] × [単価			円]	=	0 円 (C)	
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[ 20 日] × [単価			円]	=	0 円 (E)	
③' " 月額の場合								
④ 総支給額		(B) + (C) + (E) =					116,885 円 (F)	
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [		2,241 円 (G)] (所得税・住民税・保険料等本人負担額) =		114,644 円 (H)				
金 114,644 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 25年5月17日 氏名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H)		[ 114,644 円] × [按分率		65	%]	=	74,518 円 (I)	
○ 保険料等雇用主負担額		[ 1,461 円] × [按分率		65	%]	=	949 円 (J)	
○ 諸控除額 (G)		[ 2,241 円] × [按分率		65	%]	=	1,456 円 (K)	
○ 政務活動費充当額の計		(I) + (J) + (K) =					75,467 円	